

別紙23（沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い）

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用（以下この別紙において「運用」という。）の内容等については、以下のとおりとする。

第1 事業の内容等

1 交付対象経費

沖縄振興公共投資交付金（以下この別紙において「本交付金」という。）の交付対象経費については、別紙1のとおりとする。

2 地域提案事業

(1) 運用第2の3の地域提案事業は、運用別表の目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業とする。

(2) (1)の事業実施主体（以下この別紙において「事業主体」という。）、交付率及び交付対象経費は、一体となって実施しようとする目標における事業主体、交付率及び交付対象経費に準ずるものとする。

(3) 沖縄県知事（以下この別紙において「知事」という。）は、本交付金の交付を受けた金額の20%の範囲内で、地域提案事業に係る経費の一部を事業主体に交付することができるものとする。

3 補助対象施設

本交付金の事業の対象施設は、別表1のとおりとする。

第2 事業計画

1 知事は、実施要件確認に必要な資料として、運用第3の規定に基づき、毎年度、事業の開始前に当該年度の事業計画を様式2により事業計画、様式3により事前点検シートを作成し、様式1により沖縄総合事務局長に提出するものとする。

2 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

運用第3に定める目標を定量化する指標（以下この別紙において「指標」という。）は、別表2の指標のガイドラインに基づき記載するものとし、該当する目標に関する沖縄県が設定する指標（以下この別紙において「全体指標」という。）のほか、個々に設定する指標（以下この別紙において「個別指標」という。）とする。

(1) 基本的事項（森林・林業・木材産業に係る現状と課題、施策の基本方針等）

(2) 全体計画（目標、全体指標）

(3) 個別計画

ア 個別指標

イ 具体的事業内容

ウ 費用対効果分析結果

3 事前点検シート

事業計画の内容の適切性について、知事が作成するものとし、事業計画書に添付するものとする。

4 知事は、事業計画の作成に当たっては、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条第1項の規定に基づく「森林・林業基本計画」、森林法（昭和26年法律第249号）第4条に定める全国森林計画、同法第4条第5項に定める森林整備保全事業計画、同法

第5条に定める地域森林計画、同法第10条の5に定める関係市町村の市町村森林整備計画、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第2条の2第2項の規定に基づく「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想」、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第2項の規定に基づく「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第3項の規定に基づく「木材安定供給確保事業に関する計画」及び活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第8条第2項の規定に基づく「防災林業経営施設整備計画」、関係する流域において策定されている流域林業活性化実施計画、地域振興に関する基本的な計画又は方針との調和を図るとともに、関係行政機関、林業関係団体、民間非営利団体及び地域住民等との必要な調整を図るものとする。

5 沖縄県林業・木材産業構造改革プログラム等の沖縄県が定める目標の達成に資するものとする。

6 事業計画の変更

運用第3の2に定める重要な変更については、次の場合に、様式1により行うものとする。ただし、附帯事業は除く。

- (1) 目標単位での指標（指標の種類及び数値）の追加・変更又は廃止
- (2) 目標単位での事業主体の新設

7 事業計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、別紙2のとおりとする。

第3 他の施策・事業等との調整

知事は、本交付金の事業の実施に当たって、国及び県等の森林林業に関する諸施策や補助事業等と十分に調整、連絡を図るものとする。

第4 事業の実施

- 1 事業は、第2の事業計画に基づいて、それぞれの事業主体が所要の手続を経て実施するものとする。
- 2 事業に係る本交付金の交付申請、受領及び事業主体への交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、知事が行うものとする。
- 3 知事及び事業主体は、地域の実情に鑑み、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

第5 事業実施の報告

知事は、運用第4に基づき、様式4により実施報告書を作成し、沖縄総合事務局長に報告するものとする。

第6 達成状況報告

知事は、運用第4に基づき、様式5により、指標の達成状況について、下記のとおり沖縄総合事務局長へ報告するものとし、事業主体は、知事が行う達成状況の報告に必要な調査等に協力しなければならない。

1 全体指標

- (1) 目標年度は、事業完了の翌年度（以下この別紙において「調査初年度」という。）から起算して5年目とする。
- (2) 調査年度は、目標年度とし、調査年度の翌年度の10月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

2 個別指標

- (1) 目標年度は、調査初年度から起算して5年目とする。
- (2) 調査年度及び報告年度

調査は、調査初年度から目標年度までのすべての年度において行うものとし、各調査年度の翌年度の10月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下この別紙において「収支を伴う施設」という。）、林業機械作業システム整備により導入した林業機械による素材生産事業に係る収支実績についても、調査初年度（事業完了年度に営業実績がある場合は、その年度分も含む。）から目標年度までのすべての年度で調査を行い、各調査年度の翌年度の10月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

- (3) 低調な施設等についての報告

(2) の報告で、事業計画に対し達成率が80%未満となった年度においては、施設ごとにその要因及び目標の達成に向けた取組を別様に記載し、達成状況報告に添付するものとする。

なお、運用第6に基づく改善措置等を第8により実施する場合は、改善計画の作成をもってこれに代えることができる。

第7 事業評価

- 1 運用第5に基づき、事業主体は、個別の施設について、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の事業評価実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第350号林野庁長官通知）第9の2により、なお効力を有することとされた森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領（平成25年5月16日付け25林政経第106号林野庁長官通知。以下この別紙において「事業評価実施要領」という。）に基づいて、下記のとおり事前評価及び事後評価を実施するものとする。ただし、事業評価実施要領については、森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領の一部改正について（平成29年3月31日付け28林政経第307号林野庁長官通知）を適用するものとする。

2 事前評価

事業主体は、事業計画の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告するものとする。

3 事後評価

事業主体は、目標年度において、事前評価を行った施設ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告するものとする。また、収支を伴う施設については、調査初年度から起算して3年目についても費用対効果分析を行うこととし、知事に報告するものとする。

なお、上記による報告を受けた知事は、様式6により各評価年度の翌年度の10月末日までに運用第4に基づく達成状況報告と併せて沖縄総合事務局長に報告するものとする。

る。

4 その他

上記のほか、知事は、運用第4に基づく達成状況報告の際に、当初想定された事業効果が発現されているか否かといった観点から総合的評価を行うものとする。

第8 改善措置等

運用第6に基づく改善措置等については、次のとおりとする。

- 1 低調である場合とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 事業計画に定める指標の目標年度までの期間において、個別指標の目標値の達成率が3年間連続して70%未満である場合又は単年度で50%未満の場合
 - (2) 事業計画に定める指標の目標年度において、個別指標の目標値の達成率が70%未満である場合
- 2 知事は、1の(1)又は(2)の場合には、中小企業診断士(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者)等による経営指導及び事業主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置(以下「改善措置」という。)を実施し、その結果について様式7により沖縄総合事務局長に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。
- 3 知事は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間、改善措置に対する達成状況を様式5に準じて沖縄総合事務局長へ報告するものとする。
- 4 知事は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50%未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとし、その結果を沖縄総合事務局長へ報告するものとする。
- 5 沖縄総合事務局長は、知事から4による検討の結果、事業を継続する旨の報告を受けた場合は、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められるときには、知事に対し、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合、学識経験者等第三者の意見を聴取することができるものとする。

第9 事業の透明性・客観性の確保

知事は、本交付金による事業に係る事業計画(変更計画含む。)、達成状況報告、事業評価結果、改善措置の内容及びその進捗状況について、インターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表するものとする。

第10 施設の管理

事業主体は、事業について厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 1 管理主体(原則として事業主体とする。以下同じ。)は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産等については、本交付金の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。

- 2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 4 事業主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。
- 5 施設の処分等の取扱いについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）を適用するものとする。

第11 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手（装置等の発注を含む。）は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、知事は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式8により沖縄総合事務局長に提出することとする。

第12 その他

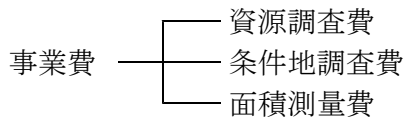
沖縄総合事務局長は、第2の1及び6、第5、第6、第7の3、第8の2、3及び4及び第11に基づく報告等を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

交付対象経費

1 事業費

(1) 経営確立促進調査

ア 地域森林資源調査事業



(ア) 資源調査費

当該林分についての蓄積調査、成長量調査、土壌調査等に要する経費とし、その内容は、調査技師及び補助作業員に対する賃金、委託費及び消耗品費とする。

(イ) 条件地調査費

当該地域についての調査等に要する経費とし、その内容は、調査技師及び補助作業員に対する賃金、委託費及び消耗品費とする。

(ウ) 面積測量費

測量技師及び補助作業員に対する賃金、委託費、標識費及び消耗品費とする。

イ 施設導入調査事業

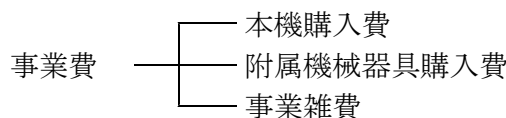
謝金、賃金、委託費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び旅費とする。

(2) 高性能林業機械等整備

ア 林業機械作業システム整備

機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。なお、導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

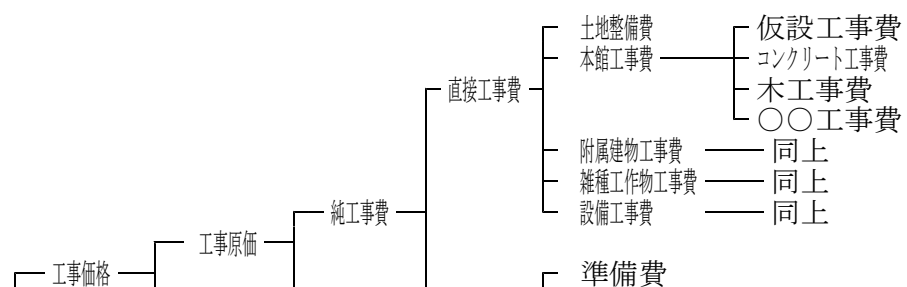
(ア) 機械器具費

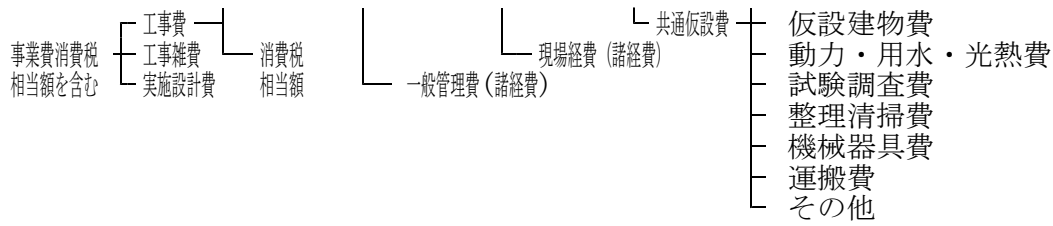


事業雑費は、①本機及び附属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料②車両購入に伴う重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

(イ) 建物建築費及び構築物設置費





a 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。

(a) 純工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

(b) 諸経費

i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。

ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次の表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分	内 容
報 酬	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費
委 託 料	登記事務、測量等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費	

c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

(ウ) 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）、森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準（平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知）、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知）に準ずるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

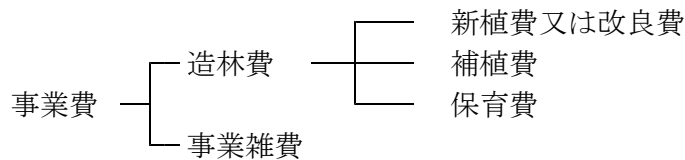
- a 指導監督費は補助対象としないものとする。
- b 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。
- c 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

なお、歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛に定める用地造成工事に係る歩掛を適用するものとする。

(エ) その他

本事業の実施に要する人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

- イ 効率化施設整備
 - (ア) 効率化作業基地整備
土地整備費及び構築物の設置費とし、アに準ずる。
 - (イ) 林業生産施設
アに準ずる。
- ウ 活動拠点施設整備
アに準ずる。
- (3) コンテナ苗生産基盤施設等整備
 - ア コンテナ苗生産基盤施設等
(2) のアに準ずる。
 - イ コンテナ苗生産資材
コンテナ苗の育苗に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。
- (4) 特用林産振興施設等整備
 - ア 特用林産物生産基盤整備
 - (ア) 特用樹林造成



a 造林費

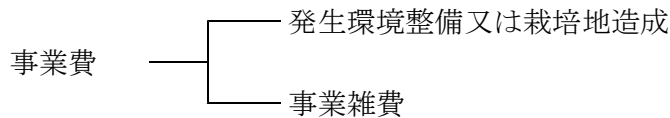
区分	内容
新植費	地拵え費、苗木(種子)代、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費、階段作設費等
改良費	(なら、くぬぎ等) 地床かき起費、支障物除去費、不良木とう汰費、不要ぼう芽除去費、苗木(種子)費、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等
	(竹) 不良木竹の伐採整理費、支障物除去費、竹苗費、竹苗堀取費、竹苗運搬費、仮植費、植付費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等
補植費	苗木費、苗木運搬費、仮植費、植付費等
保育費	下刈費、雪起こし費、根踏み費、台切り費、芽かき費、ぼうが整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等

それぞれの経費には、賃金にかかる社会保険料(賃金支弁者の負担分に限る。)、人員輸送車及び役職手当等の諸手当を含むものとする。

b 事業雑費

当該造林予定地について実施する測量、森林調査及び事業計画の樹立に要する経費並びに造林事業を実施する際に要する雑費とし、その内容は、補助作業員に対する賃金、消耗品費、標識費、雑役務費及び旅費とする。

- (イ) 山菜・薬草等造成



- a 発生環境整備
 - 地床整備費、枝打費、除伐費、支障木整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等とする。
 - b 栽培地造成
 - 整地費、耕うん費、枝打費、除伐費、支障木整理費、土壌改良費、わさび田造成費等とする。ただし、おうれんにあつては、新植、播種及び保育を含むものとする。
 - c 事業雑費
 - (ア) の b に準ずる。
- (ウ) 作業道等整備
- (2) のアの (ウ) に準ずる。
- (エ) ほだ場等造成
- 特用林産物生産のための林間及びほだ場の造成、給排水施設等の整備に要する次の経費とする。
 - a 林間ほだ場造成
 - 地床整備費、枝打費、除伐費、保育間伐費及び支障木整理費とする。
 - b 事業雑費
 - (ア) の b に準ずる。
- イ 特用林産物生産施設
- (2) のアに準ずる。
- ウ 特用林産物加工流通施設
- (2) のアに準ずる。
- エ 廃床等活用施設
- (2) のアに準ずる。
- オ 特用林産物獣害対策施設
- (2) のアに準ずる。
- (5) 森林空間活用施設整備
- ア 教養文化施設整備
 - 林業体験林、山菜園及びきのこと園整備費は (4) のアの (ア) に準ずるほか、その他の機械器具費、建物建築費、構築物設置費及び土築費、構築物設置費及び土地整備費は (2) のアに準ずる。
 - イ 林間広場施設整備
 - 森林浴歩道整備費は (2) のアの (ウ) に、その他の機械器具費、建物建築費、構築物設置費及び土地整備費は (2) のアに準ずる。
 - ウ 山村体験交流施設整備
 - (2) のアに準ずる。
 - エ 森林空間管理施設整備
 - 取付道路は (2) のアの (ウ) に、その他の機械器具費、建物建築費、構築物設置費及び土地整備費は (2) のアに準ずる。
- (6) 木材加工流通施設等整備
- ア 木材加工流通施設整備

- (2) のアに準ずる。
- イ 森林バイオマス等活用施設整備
 - (2) のアに準ずる。
- (7) 木質バイオマス利用促進施設整備
 - ア 未利用間伐材等活用機材整備
 - (2) のアに準ずる。
 - イ 木質バイオマス供給施設整備
 - (2) のアに準ずる。
 - ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備
 - (2) のアに準ずる。
- (8) 木造公共建築物等整備
 - (2) のアに準ずる。ただし、直接工事費については、原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」に記載がある項目に係る経費のみとし、整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に係る経費、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に記載がある項目に係る経費並びに備品に係る経費は除く。また、木造公共施設にあっては非木造部分の整備に係る経費は除く。
- (9) 需要拡大施設整備
 - (2) のアに準ずる。
- (10) 生活環境施設整備
 - ア 連絡道整備
 - (2) のアの（ウ）に準ずる。
 - イ 山村広場施設整備
 - 取付道路整備費及び歩道整備費は（2）のアの（ウ）に準じ、広場用地整備費等の土地整備費、建物建築費及び構築物設置費は（2）のアに準ずる。
 - ウ 集落水利施設整備
 - (2) のアに準ずる。
- (11) 地域提案型
 - 上記に準ずる。
- (12) 本事業における利益等排除について
 - 本事業においては、交付対象経費の中に事業主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業主体の利益分相当分が含まれることは、交付金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。
 - 利益等排除の対象範囲には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いるものとする。
 - ア 事業主体の自社調達の場合
 - 原価をもって交付対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
 - イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象経費とする。

ただし、交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、交付対象としない。

ウ 事業主体の関連会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象経費とする。

ただし、交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、交付対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

2 附帯事業費

附帯事業は、施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な事業であるという趣旨を踏まえ、事業計画書に定める目標ごとの事業と一体的に実施するものとし、本附帯事業費の総額は、目標ごとの附帯事務費を除いた事業費総額（消費税を除く。）の1割以内とする。

国費充当率（交付率）については1／2以内とし、対象となる経費については次のとおりとする。

(1) 技術者給

事業を実施する上で必要となる技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。

(2) 賃金

事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝金

事業を推進するために開催する会議等に参加する委員及び指導者等の謝金とする。

(4) 旅費

事業を推進するために開催する会議等に参加する委員及び指導者等の旅費とする。

(5) 需用費

消耗品費、燃料費、食糧費（原則として会議等における茶菓子賄料に限る。）、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。

(6) 役務費

通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、薬剤散布費、わなかけ費、伐倒費、労災保険料、損害保険料（自動車損害賠償責任保険料等）、自動車重量税及び自動車取得税等とする。

(7) 委託料

資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料、航空機巡視等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

(9) 備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

(10) 原材料費

技術開発、商品開発、情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。

(11) 構築物設置費

1の(2)のアの(イ)に準ずる。

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

3 県附帯事務費

本交付金の事業を推進するため、沖縄県による説明会の開催、事業実施市町村（沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。以下同じ。）及び事業主体に対する指導、林業関係団体の意見を聴くために必要な会議の開催等に要する次の経費とする。

なお、事業費（消費税を除く。）の1.7%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率（交付金）は1/2以内とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

(1) 人件費

事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。

(2) 賃金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝金

事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

(4) 旅費

事業の指導監督等に必要な旅費とする。

(5) 需用費

消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。

(6) 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車取得税とする。

(7) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

(9) 備品購入費

事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

4 市町村附帯事務費

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容は3の県附帯事務費に準ずる。

なお、事業費（消費税を除く。）の0.4%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率（交付金）は1/2以内とする。

事業計画作成及び事業実施の留意事項

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い（以下この別紙において「取扱い」という。）第2の7における事業計画作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、以下のとおりとする。

第1 事業種目別基準等

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用（以下この別紙において「運用」という。）の別表に定めるメニューの内容ごとの基準については、別記「種目別基準」のとおりとする。

第2 事業計画

- 1 知事は、事業計画の作成については、取扱第2に定めるもののほか、次によるものとする。
 - (1) 事業計画の作成に当たっては、当該事業実施地域における林業関係団体、当該施設の受益の及ぶ範囲（以下この別紙において「受益範囲」という。）に係る市町村（沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。以下この別紙において同じ。）等の関係行政機関の長、学識経験者等の意見を聴くものとする。

また、当該計画の融資に係る部分については、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農林漁業信用基金及び関係金融機関と緊密に連絡をとり、円滑な融資が行われるよう配慮するものとする。
 - (2) 事業計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 地域関係者の意見を踏まえたものであって、かつ、利用計画、収支計画からみて、事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであること。

特に、木造公共建築物等の整備については、施設利用者数が十分に確保されるなど、モデル性を発揮できるものであること。
 - イ 適切な出資金の確保や運転資金を含む資金計画、用地の手当の明確化、原価計算の妥当性などの観点から、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。
 - ウ 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下この別紙において「収支を伴う施設」という。）については、原則として計画の経営診断を行い、指摘された改善点等を収支計画等に反映させ、当該施設の運営が適切に実行されることが認められるものであること。
 - エ 過剰と考えられる施設整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう、施設整備の事業主体と連携を図り作成するものとし、必要と認められるものであること。
 - オ 地域森林計画、市町村森林整備計画、当該地域に係る国、沖縄県又は市町村の土地利用に関する計画等に即したものであること。
- 2 事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図るため、事業計画の作成に際しては、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の事業評価実施要領第9の2によ

り、なお効力を有することとされた事業評価実施要領第4の①に定める事前評価を行うことにより、事業の効果を検証することとする。

第3 事業主体

運用別表に定める事業主体については、別記「種目別基準」に定めるとおりとする。

なお、事業主体については、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

第4 施設整備等の一般的基準

1 1箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。ただし、林野庁長官が、やむを得ない事情により必要があると認める場合は、この限りでない。

2 本交付金の対象となる事業費は、沖縄県又は当該市町村において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については沖縄県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させるものとし、努めて経費の節減を図ることとする。

なお、補助対象とする建物に係る敷地整備の面積は、建坪面積のおおむね3倍以内とする。

3 1箇所又は1施設の個々の事業の受益戸数は、3戸以上とする。また、この場合において、木材安定取引協定の締結等により地域材を利用する場合、木質バイオマスの安定取引協定等を締結する場合及び地域に賦存する木質バイオマスの総合的利活用に取り組む地域において法人が事業を実施する場合はこの限りではない。

4 自力若しくは他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて本交付金の対象とすることは、認めないものとする。

5 個人施設若しくは目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものは、対象としないものとする。

6 対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

7 施設等の設置に当たっては、原則として木造とし、使用する木材は、合法性の確認に当たり、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）」に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日）に準拠した「合法伐採木材」であること。

8 収支を伴う施設の事業計画の作成については、次のとおりとする。

(1) 事業費が5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。

(2) 事業計画が過大とならないよう、1施設当たりの総事業費は、原則として7億円を上限とする。

ただし、上限を超える必要がある場合にあつては、知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。

(3) 補助残に対する自己資金の割合（事業主体の自己資金（事業主体として金融機関等に返済の義務がないもの。）／（事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。）））は、おおむね12%以上とする。

9 収支を伴う施設において生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加することは、原則として、既施設の目標年度まで認めないこととする。

ただし、次のいずれにも該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。

- (1) 追加事業実施年度において、目標年度における生産等の目標数値を既におおむね達成していること
- (2) 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること
- (3) 追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること
- (4) 資金の調達が確実であること

10 新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。

(1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。）については、次のとおりとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね30%以上増大すると見込まれる場合とする。

イ 対象経費は、事業費から既存施設の処分価格を控除した額とする。

ウ 施設の一部のみを入れ替える場合にあっては、既存施設の耐用年数等を十分考慮して実施するものとする。

(2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。

なお、既存施設の取壊しに係る経費は、対象としないものとする。

ア 増築

増築とは、新たに施設の面積、容積又は延長を増加することを目的として、既存施設に接続して施設の新築又は新設を行うことをいうものとし、増築によって拡大する部分が既存施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り対象とするものとする。

ただし、既存施設と増築により拡張する部分の受益の態様が異なる場合はこの限りでない。

イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異なる施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り対象とするものとする。

ウ 併設

併設とは、他種の既存施設に接続して施設を設置することをいうものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り対象とするものとする。

エ 合体

合体とは、他種の事業と同時に合一して施設を設置すること又は二以上の事業主体が同種の事業を同時に合一して施設を設置することをいうものとし、設置しようとする施設の設置目的及び利用が阻害されず、かつ、それぞれの事業の固有の工事費又はそれぞれの事業主体が負担する工事費が区分され、共通する工事費が施設の

規模、能力又は利用区分に応じて按分することが可能である場合に限り対象とするものとする。

なお、合体により施設整備を実施する場合の対象となる経費と対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するものとする。

(3) 使用する古品古材は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

11 以下の場合については、対象とすることは認めないものとする。

(1) 整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大であるもの。

(2) 新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないもの。

(3) 木材加工施設等の収支を伴う施設について、施設規模に見合った地域材等の原料調達、製品販路の確保等の方策が明確となっていないもの。

別記

種目別基準

1 経営確立促進調査

(1) 事業内容

事業の実施により整備される生産基盤及び施設整備に際し、効率的に活用されるための基本的な調査を行う。

(2) 事業種目

経営確立促進調査

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	
③	森林組合	
④	生産森林組合	
⑤	森林組合連合会	
⑥	農業協同組合	
⑦	農業協同組合連合会	
⑧	農事組合法人	
⑨	漁業協同組合	
⑩	漁業協同組合連合会	
⑪	林業者等の組織する団体	
⑫	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑬	地方公共団体の組合	
⑭	その他政令で定めるところの公共施設の整備主体	
⑮	木材関連業者等の組織する団体	
⑯	林業事業体	
⑰	P F I 事業者	
⑱	社会福祉法人	
⑲	一部事務組合	
⑳	民間事業者	
㉑	地域材を利用する法人	
㉒	林業種苗法に基づく生産事業者等	
㉓	認定特定増殖事業者等	

②④	特認団体	
----	------	--

(4) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

森林組合が収支を伴う施設について単独で事業主体となる場合は、「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」（平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知）に基づき、知事により中核森林組合に認定された森林組合に限るものとする。

イ 林業者等の組織する団体

(ア) 林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

(イ) 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

(ア) 林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

(イ) 地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

エ 木材関連業者等の組織する団体

(ア) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認めら

れる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。）とする。

(イ) 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。

オ 特認団体

次のいずれかの者とする。

(ア) 事業種目ごとの事業主体に該当する者（特認団体を除く。）の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体

(イ) その他事業目的に資するものとして知事が認めた団体

2-1 高性能林業機械等整備

(1) 事業内容

効率的な作業の実施による生産性の向上又はこれと併せて労働強度の軽減等作業環境の改善等を図るために必要な施設の整備を行う。

(2) 事業種目

高性能林業機械等整備（林業機械作業システム整備、効率化施設整備）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	生産森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	林業事業体	
⑧	特認団体	

(4) 採択基準

① 受益範囲において、素材の生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として沖縄県の目標数値以上であること又は目標数値の伸び率以上であること。

② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 全ての事業主体について

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）（以下「合法木材等ガイドライン」という。）」により、木材・木材製品

の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実にであると認められること。

イ 林業機械を導入する事業主体について

(4)の①の機能要件に加え、次の要件を全て満たすものとする。ただし、オのうち地方公共団体がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人及び広域利用林業機械の整備を実施する事業主体を除く。

(ア) 年間3,000立方メートル以上の素材生産実績を有するか、若しくは機械導入の翌年度までに3,000立方メートル以上の素材生産量を達成できること。

(イ) 協定等により出荷先が確保されていること。

ウ 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

エ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

オ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

カ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

② 効率的な作業の実施による生産性の向上を図るために、広域利用林業機械の整備を行う事業は、広域利用林業機械の貸付けを行う者に対し、当該機械の貸付けを行うために必要な経費の3分の2以内を補助するものであって、次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体又は地方公共団体等が出資する法人であって、広域利用林業機械の貸付けを行うものであること。

イ 広域利用林業機械の貸付けを受ける者(以下この項において「利用者」という。)は、林業生産活動に積極的に取り組み、又は今後積極的に取り組む意思のある林業事業体であること。

ウ 受益戸数は、原則として3以上の林業事業体であること。

エ 広域利用林業機械とは、高性能林業機械(プロセッサ、スイングヤーダ、タワーヤーダ、フェラーバンチャ、フォワーダ及びハーベスタ)及びそれに類する性能を有すると認められる機械、当該機械を収納するために一体的に整備する機械保管庫及びこれらの附帯施設であること。

オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額(=事業費-補助金) / 広域利用林業機械の耐用年数+年間管理費」以下であること。

カ 事業主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。

キ 利用者は、広域利用林業機械を利用するに当たっては責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告するものであること。

ク 事業主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものであること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、沖縄県知事に協

議するものとする。

ケ 利用者は、合法木材等ガイドラインにより木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

2-2 高性能林業機械等整備

(1) 事業内容

林業情報の一元的処理による林業生産活動の効率化を図るための施設の整備を行う。

(2) 事業種目

高性能林業機械等整備（活動拠点施設整備）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	森林組合連合会	
④	林業者等の組織する団体	
⑤	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑥	特認団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、活動拠点の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね100万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

- ① 林業情報処理施設として森林GIS（地理情報システム）を整備する場合において、既に沖縄県等が森林GISを整備している場合は、事業主体は整備されたデータの相互利用を図るように努めること。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

3 コンテナ苗生産基盤施設等整備

(1) 事業内容

低コスト造林に資するコンテナ苗を低価格で安定的に供給する苗木生産施設等の整備を行う。

(2) 事業種目

コンテナ苗生産基盤施設等整備

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	林業種苗法に基づく生産事業者等	2 / 3 以内
②	認定特定増殖事業者等	
③	特認団体	

(4) 採択基準

① 事業主体ごとの当該コンテナ苗生産基盤施設等の整備にかかる事業計画期間内におけるコンテナ苗生産目標量が年間5万本以上であること。

ただし、認定特定増殖事業者等においては、当該事業計画期間における最終年の次の年から起算して5年以内に年間5万本以上に達する計画とすることができる（達成まで毎年度実績報告を行うこと）。

② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

③ 1事業費は、おおむね100万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 林業種苗法に基づく生産事業者等

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく登録を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに知事の登録を受けることが確実と認められる者。

イ 認定特定増殖事業者等

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項に基づく認定を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに知事の認定を受けることが確実と認められる者。

ウ 特認団体

1の（4）の①のオの（イ）に準ずるほか、上記ア又はイに該当しないが種苗を生産し、安定供給に寄与すると知事が認めるもの。

② 事業主体については、次に掲げるア又はイいずれかの条件を満たすこと。

ア 複数の林業用種苗や緑化樹木の生産者が協定等を締結し、整備する施設を共同利用する者であること。

イ 国・地方公共団体が有する森林への植栽用又は公共事業用として配布実績及び配布見込みがあることを知事が認める生産者であること。

③ 整備したコンテナ苗生産基盤施設等における育苗手法について、冊子、ホームページ

ジ等で公開すること。この場合、生産施設、生産工程、得苗率、苗木生産量、販売価格等コンテナ苗生産に必要となる作業等を出荷が開始されてからおおむね1年以内に公表することとし、公開期間は1年以上とする。

④ コンテナ苗生産基盤施設等の整備について

ア 苗木保冷库の導入に当たっては、カラマツ、花粉症対策苗木等の生産に資するものであること。

イ 種子判別機の導入に当たっては、受益戸数は種子判別機利用者数とし、3戸以上であること。

⑤ 収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

4 特用林産振興施設等整備

(1) 事業内容

特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。

(2) 事業種目

特用林産物活用施設等整備

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県（廃床等活用施設、特用林産物獣害対策施設に限る。）	2 / 3 以内
②	市町村	
③	森林組合	
④	生産森林組合	
⑤	森林組合連合会	
⑥	農業協同組合	
⑦	農業協同組合連合会	
⑧	農事組合法人	
⑨	林業者等の組織する団体	
⑩	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑪	地域材を利用する法人	
⑫	特認団体	

(4) 採択基準

① 受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として沖縄県の目標数値以上又は目標数値の伸び率以上であること。

② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

③ 1事業費は、おおむね300万円以上とする。ただし、特用林産物生産基盤整備及び

特用林産物獣害対策施設については、おおむね100万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 地域材を利用する法人

次の(ア)から(エ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 特用林産物の生産、加工又は流通を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

(イ) 地域材が竹材の場合にあっては、地域に賦存する未利用竹資源を有効的に利活用することを目的とする法人とする。

(ウ) 木材安定取引協定(竹材の安定取引協定を含む。)の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。

(エ) 施設費により整備する施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者とする。

オ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

② 特用林産物生産基盤整備の対象は、以下を満たすものとする。

ア 特用樹林造成及び山菜・薬草等造成の事業規模は、1施行地につき、0.1ヘクタール以上とする。

イ 作業道等整備の要件は次のとおりとする。

(ア) 作業道の開設及び改良

a 補助対象とする作業道は、知事が定めた作業道開設基準に適合するものとする。

b 利用区域面積

路線ごとに利用区域面積が次に掲げる基準におおむね該当するものとする。

きのこ：伏込地又はほだ場が1ヘクタール以上、なら・くぬぎ・きのこ原木等：3ヘクタール以上、桐：2ヘクタール以上、竹：2ヘクタール以上、その他：1ヘクタール以上

c 延長：作業道の開設に当たっては、1路線の延長は、おおむね100メートル以上とする。

d 舗装は部分施工とする。

(イ) モノレール、連絡道の施設の規模、構造等は、それぞれの目的に合致したものとする。

③ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設の整備を行うに当たっては、事業主体は、原則として、生産工程管理手法の導入を図るものとする。

(注) 生産工程管理手法とは、生産者自らが、①作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し作業を行い、記録し、③記録を点検し、改善

点を見出し、④次回の生産に活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

④ 特用林産物加工流通施設（集出荷施設に限る。）の整備を行うに当たっては、当該施設の受益範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。

⑤ 特用林産の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業主体は施設の貸付けを行うことができることとする。施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、市町村、森林組合、森林組合連合会、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

イ 施設の貸付けを受ける者（以下この項において「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意志のある林業事業体であること。

ウ 受益戸数は、原則として3以上の林業事業体であること。

エ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（事業費－補助金）／施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

オ 事業主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンス等を責任を持って実施することとする。

カ 利用者は、施設を利用するに当たっては責任を持って行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告することとする。

キ 事業主体と利用者の間においては、貸付の目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結することとする。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議するものとする。

⑥ 収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

⑦ 受益戸数は、従事者数とし、3以上とする。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

5 森林空間活用施設整備

(1) 事業内容

地域の資源である森林空間を総合的に活用し、林業体験、森林のレクリエーションの利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設の整備を行う。

(2) 事業種目

森林空間活用施設整備

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	生産森林組合	

④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	P F I 事業者	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、森林空間活用の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

- ② 森林空間活用施設を整備する対象地域については、その区域を「重点地区」と「周辺エリア」に区分し、施設を整備を行うこととする。重点地区は、管理施設等のセンター的施設を中心として重点的に施設を整備を行う区域とし、区域面積はおおむね30ha以上とする。周辺エリアとは、重点地区を中心として一体的に利用可能な周辺の区域であって重点地区から連絡する林道・歩道等があるおおむね片道2km程度の範囲内の区域とする。

- ③ 森林空間活用施設整備のうち教養文化施設、林間広場施設、山村体験交流施設並びに簡易給排水施設以外の森林空間管理施設（以下この項において「教養文化施設等」という。）の整備については、次のとおりとする。

ア 対象地域は、原則として3戸以上の森林所有者が所有する私有林であって、このうち一の森林所有者の所有する森林の面積が、当該地域の森林面積の2分の1未満とする。ただし、林業者の就労の促進等林業者の定住化に資する面が大きい場合においては、公有林又は国有林を対象地域とすることができるものとする。

イ 教養文化施設等の整備に当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) 既存樹木の伐採をできるだけ少なくし、地形を大きく変更する工事は最小限度にとどめるものとする。

(イ) 既に施設整備のなされた地域を除き、原則として森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下この項において「特別措置法」という。）第6条第3項の規定に基づく「森林保健機能増進計画」の認定を受けた地域又は認定を受けることが確実と認められる地域において実施するものとする。

なお、既に施設整備のなされた地域についても、特別措置法の趣旨を踏まえ、可能な限り「森林保健機能増進計画」の認定を受けるよう努めるものとする。

④ 収支を伴う施設について

収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

6-1 木材加工流通施設等整備

(1) 事業内容

地域内で生産される木材の有効な活用を図るため、効率的な木材の処理及び加工等に必要な施設の整備を行う。

(2) 事業種目

木材加工流通施設整備（木材処理加工施設、木材集出荷販売施設）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村（木材処理加工施設の貸付けに係るものに限る。）	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	生産森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	木材関連業者等の組織する団体	
⑧	地域材を利用する法人	
⑨	特認団体	

(4) 採択基準

① 受益範囲において、当該加工部門又は当該施設と一体となる加工施設等の地域材利用量（加工量、流通量、乾燥量）、製材の生産性又は乾燥材の割合等の目標が原則として沖縄県の目標数値以上又は目標数値の伸び率以上であること（環境対策等の施設については、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等に示す定性的目標に即していること。）。

② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

④ 施設等の整備に当たっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき、「製材の日本農林規格」（平成19年農林水産省告示第1083号）又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」（昭和49年農林省告示第600号）に適合すると認められ、格付けされたものかつ地域材（以下「JAS製材品」という。）を使用すること。

なお、使用される製材等（丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材）については、「クリーンウッド法」（平成28年法律第48号）及び「木材・木材製品の合法性、

持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月15日)に準拠した「合法伐採木材」を使用すること。

その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として「合法伐採木材等」を使用すること。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずることとし、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有していること。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

1の(4)の①のエに準ずる。

オ 地域材を利用する法人

次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 林業・木材産業及び建築業並びに輸送業(登記簿の事業目的に原木輸送を主とする旨の記載がある場合に限る。)を営む者が主たる構成員又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

(イ) 施設費により整備した施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者とする。

(ウ) (ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ、当該地域における木材産業との密接な関係を有していること。

カ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

キ 事業主体は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づき制定されている林産物規格に基づく木材製品の加工施設を導入する場合は、品質・性能の確かな木材製品を供給する観点から、JAS認定取得に努めることとし、地域材利用量(原木換算)がおおむね10,000立方メートルを超える事業体においては、JAS認定事業体、若しくは認定取得が確実な事業体であること。

なお、地域材利用量(原木換算)がおおむね10,000 m^3 を超える事業体においては、個別指標の目標年度までの各年度のJAS製材品として格付可能な製品出荷量実績のうち、JAS格付率がおおむね50%を上回ること。また、プレカット加工施設装置を整備する事業主体にあっては、個別指標の目標年度までの各年度の入荷量に占めるJAS製材品の割合がおおむね50%を上回ること。

ク 公共建築物に部材供給を予定する事業体においては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第10条に定める木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。

ケ 合法木材等ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明す

る方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

② 木材処理加工施設の整備を行う事業について

ア あらかじめ、受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うものとする。

イ 木材処理加工施設については、原木の調達先及び製品の販路が明確となっており、継続的に確保されると認められるものであること。

③ 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、当該施設の受益の範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。

④ 市町村が事業主体となるのは、貸付けに係る木材処理加工施設に限る。

⑤ 事業主体が貸付けを行う上記事業内容中の施設の交付対象は、以下のとおりとする。

ア 木材処理加工施設のうち木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設でかつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設（以下この項及び次項において「貸付高次加工施設」という。）。

イ 木材処理加工施設のうち製材施設等のうちダイオキシソ対応型焼却炉等であって、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設（以下この項及び次項において「貸付環境対策施設」という。）。

⑥ ⑤のアの貸付高次加工施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、事業主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。

ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

また、生産される乾燥材等は、事業主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。

エ 事業主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

カ 事業主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定することとする。なお、契約の更新は可能とする。

キ 事業主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議する

ものとする。

ク 事業主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。

⑦ ⑤のイの貸付環境対策施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。

ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

エ 上記のほか、⑥のエ～クに準じる。

⑧ 収支を伴う施設について

収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

6-2 木材加工流通施設等整備

(1) 事業内容

森林及び木材の加工過程で発生するバイオマスを活用するために必要な施設の整備を行う。

(2) 事業種目

木材加工流通施設等整備（森林バイオマス再利用促進施設、木質エネルギー等利用促進施設）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	生産森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	木材関連業者等の組織する団体	
⑧	特認団体	
⑨	地域材を利用する法人	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、木質バイオマスの利用量若しくは地域材の利用量等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。(環境対策等の施設については、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等に示す定性的目標に即していること。)
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

1の(4)の①のエに準ずる。

オ 地域材を利用する法人

6-1の(5)の①のオに準ずる。

カ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

② 木質エネルギー等利用促進施設の整備に当たっては、以下のいずれかを満たしていること。

ア 既存又は新設の製材施設、森林空間活用施設等と密接な関連を持った施設の整備であること。

イ 地域における林産物の生産・加工・流通等と密接な関連を持った施設の整備であること。

③ 事業主体が貸付けを行う上記事業内容の施設の補助対象は、6-1の(5)の⑤のアに規定する貸付高次加工施設又はイに規定する貸付環境対策施設と併せて行う森林バイオマス再利用促進施設及び木質エネルギー等利用促進施設であって、6-1の(5)の⑥又は⑦の要件を原則として満たすものとする。

④ 収支を伴う施設について

収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

7 木質バイオマス利用促進施設整備

(1) 事業内容

- ① 未利用間伐材等活用機材整備：未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備を行う事業とする。
- ② 木質バイオマス供給施設整備：未利用木質資源をバイオマスエネルギー又は製品の原料として活用するために必要な施設の整備を行う事業とする。
- ③ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備：公共施設等において木質バイオマスを燃

料として利用するために必要な施設の整備及び貸付用ペレットストーブの導入を行う事業とする。

(2) 事業種目

木質バイオマス利用促進施設整備（①未利用間伐材等活用機材整備、②木質バイオマス供給施設整備、③木質バイオマスエネルギー利用施設整備）

(3) 事業主体及び交付率

①未利用間伐材等活用機材整備

番号	事業主体	交付率
①	県	4 / 9 以内
②	市町村	ただし、 (5) 細則 ⑦及び⑧の 場合にあつ ては、それ ぞれに規定 する交付率
③	森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	木材関連業者等の組織する団体	
⑦	P F I 事業者	
⑧	民間事業者	

②木質バイオマス供給施設整備

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	ただし、 (5) 細則 ⑥～⑨の場 合にあつて は、それぞ れに規定す る交付率
③	森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	木材関連業者等の組織する団体	
⑧	P F I 事業者	
⑨	民間事業者	

③木質バイオマスエネルギー利用施設整備

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	ただし、 (5) 細則 ⑦及び⑧の 場合にあつ ては、それ
③	森林組合	
④	森林組合連合会	

⑤	農業協同組合	ぞれに規定する交付率
⑥	農業協同組合連合会	
⑦	農事組合法人	
⑧	漁業協同組合	
⑨	漁業協同組合連合会	
⑩	林業者等の組織する団体	
⑪	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑫	木材関連業者等の組織する団体	
⑬	P F I 事業者	
⑭	社会福祉法人	
⑮	一部事務組合	
⑯	民間事業者	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が沖縄県の目標値の伸び率以上であること、又は未利用木質資源の利用促進に関する沖縄県の目標値の達成に必要なことが明らかであること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

1の(4)の①のエに準ずる。

オ 民間事業者

次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす場合に限る。

(ア) 次の要件を満たす地域において木質バイオマスのエネルギー利用又はマテリアル利用の推進に取り組む民間事業者で、地域が一体となって木質バイオマス供給施設等の整備を推進し、当該地域に賦存する未利用木質資源を効率的に利活用することを目的とする事業者。

バイオマス活用推進計画、バイオマスタウン構想、バイオマス産業都市構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれる地域とするが、施設が設置される沖縄県又は市町村において、木質バ

バイオマスの利活用の推進のために定める具体的な目標を伴った計画等が策定されている場合は、それをもって代えることができるものとする。

(イ) 森林所有者等と未利用間伐材等の安定的な需給に関する取引協定を締結する等により木質バイオマスの利活用に取り組み、当該施設の木質バイオマス利用量の目標に占める未利用間伐材等の木質バイオマス利用量の目標の割合が、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等に記載されている同割合を上回ることが認められる民間事業者。なお、木質バイオマス安定取引協定等においては、樹種、形状、取扱量、期間その他必要な事項を定めるものとする。

② 木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果の高い施設とすること。

③ 地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設又は木質バイオマスの安定取引協定（年間5千 m^3 以上かつ5年以上）に基づく施設とすること。

④ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備におけるペレットストーブ（貸付用を含む。）の導入に当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 木質バイオマスのエネルギーとしての利用を推進するため、原則として、同一の事業計画においてペレット製造施設の整備を行うこととすること。

イ 原則としてアのペレットの製造施設において生産されるペレットを利用すること。

ウ 事業主体は、貸付方法等について管理規程又は利用規程を定め、目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

エ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

オ 事業主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議するものとする。

カ 事業主体は、ペレットストーブの定期的な点検を適切に行うなど、その維持・管理に努めることとする。

⑤ 本事業を実施するために知事が定める事業計画はバイオマス活用推進計画、バイオマスタウン構想、バイオマス産業都市構想等と整合が図られているものとする。

⑥ 民間事業者又は機械及びその附帯施設の交付率は4/9以内（⑦～⑨に規定する場合は除く。）。

⑦ 木質バイオマス供給事業者と需要者等との安定供給・受入協定に基づき、5年以上の期間にわたり、間伐材又は林地残材を原料とする木質バイオマスを年間1万 m^3 （原木ベース）以上供給・利用するために必要な機材・施設にあっては、交付率は2/3以内とする。（⑨に規定する場合は除く。）

⑧ 「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合にあっては、交付率は2/3以内とする（⑨に規定する場合は除く。）。

⑨ 木質バイオマス供給施設整備について、電気事業者による再生可能エネルギーの電

気の調達に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設に供給することを主たる目的とする場合の交付率は民間事業者にあつては1/5以内、その他の事業者にあつては4/9以内とする。

⑩ 収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

8 木造公共建築物等整備

(1) 事業内容

地方公共団体の方針に基づく公共建築物の整備

(2) 事業種目

木造公共施設整備 (①木造公共施設、木製外構施設、附帯施設、②木質内装)

(3) 事業主体及び交付率

①木造公共施設、木製外構施設、附帯施設

番号	事業主体	交付率
①	県	1 / 5 以内
②	市町村	ただし、次に掲げる項目に該当する施設については、特にモデル性が高いもの等として交付率を2 / 3 以内とする。 ①CLTを構造耐力上主要な部分に活用する建築物 ②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物 ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 ④激甚災害により被災した公共建築物を木造で再建する場合、又は同災害からの復興に係る公共建築物を木造で整備する場合 (※)
③	地方公共団体等が出資する法人	
④	地方公共団体の組合	
⑤	その他政令で定めるところの公共施設の整備主体	

(※ただし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき指定された激甚災害であり、同法の規定に基づく特定地方公共団体において当該激甚災害が発生した年度及びこれに続く2ヵ年度以内に整備する公共建築物に限る。)

②木質内装

番号	事業主体	交付率
①	県	5 / 1 0 0 以内 ただし、木質内装部分に係る事業費に1/2を乗じて得た金額を超えないこと。
②	市町村	
③	地方公共団体等が出資する法人	
④	地方公共団体の組合	
⑤	その他政令で定めるところの公共施設の整備主体	

(4) 採択基準

- ① 木造公共施設にあつては、原則として、床面積1㎡あたりの地域材利用量が0.18㎡以上であること、かつ延べ床面積が300㎡以上であること。ただし、特殊な構法又は用途によるものについてはこの限りでない。

木質内装にあつては、対象施設の延べ床面積が300㎡以上であること、かつ木質内装を行う床及び壁等の合計面積が300㎡以上であること。

- ② 木造公共施設にあつては、原則として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分（以下「構造耐力上主要な部分」という。）に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき、「製材の日本農林規格」（平成19年農林水産省告示第1083号）又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」（昭和49年農林省告示第600号）に適合すると認められ、格付けされたもの（以下「JAS製材品」という。）を使用すること。
- ③ 事業主体は、木造公共施設にあつては、施設の整備中及び整備後に、木質内装にあつては、木質内装の整備後に、沖縄県等と連携して、地域の住民及び施設の利用者等を対象に、施設の見学会等を行うこととし、その際、建築物への木材利用の意義等についての普及啓発活動を行うこと。
- ④ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

(5) 細則

- ① 事業主体について

ア 地方公共団体が出資する法人

地方公共団体のみが出資し、かつ、その事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

イ その他政令で定めるところの施設の整備主体

公共建築物等木材利用促進法施行令（平成22年政令第203号）第1条に掲げる施設の整備主体とする。

- ② 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いるJAS製材品の使用については、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は適用しないこととする。

ア 建築基準法等の法令において、構造計算が求められない規模の施設

イ 離島等JAS製材品を調達することが困難な地域で整備する施設

ウ 大径材等の特定の製材を用いる必要がある場合であつて、JAS製材品として生産されていない場合

エ 国土交通大臣の指定を受けた材料を使用する場合

- ③ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いるJAS製材品（「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」によるものを除く）については、「製材の日本農林規格」に基づく機械等級区分構造用製材の使用に努めるものとする。
- ④ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いるJAS製材品については、その使用量を沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い（以下「取扱」という。）第6の2（2）の個別指標の達成状況報告の調査初年度に報告すること。
- ⑤ この事業において整備する施設において使用される製材等（丸太、ひき板、角材、

集成材、合板、単板積層材)については、「クリーンウッド法」(平成28年法律第48号)及び「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月15日)に準拠した「合法伐採木材」を使用することとし、沖縄県及び事業主体は、地域材及び合法伐採木材の使用量について、取扱第6の2(2)の個別指標の達成状況報告の調査初年度に報告すること。

その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として「合法伐採木材等」を使用すること。

- ⑥ この事業において整備する施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者(事業主体と請負等の契約等を行い工事を行う者(以下「受注者」という。)及び受注者と請負等の契約等により施設の建設工事に携わる者(いわゆる下請(二次下請以降も含む)業者)のうち地域材の調達に関わる者を含む。)については、クリーンウッド法に規定される「登録実施機関」に登録を行った「登録木材関連事業者」であることを推奨するとともに、沖縄県及び事業主体は、施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者の登録実施機関への登録状況(登録未済の場合は、登録に向けた手続き等の進行状況)について、取扱第6の2(2)の個別指標の達成状況報告の調査初年度に報告すること。
- ⑦ 事業対象とする施設については、木材利用の波及効果、展示効果を発揮する施設でなければならないことから、
 - ア 公共建築物等木材利用促進法(平成22年法律第36号)第2条第1項及び同法施行令第1条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の利用者に利用される用途に係るものとし、次の用途に係る施設を除くものとする。
 - (ア)庁舎(執務室等)、(イ)営利目的の施設(本事業で整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料を徴収したり、物品の販売を行うなどの施設)、(ウ)個人の財産となる施設
 - イ 事業評価の事前評価において、費用対効果分析による効果の測定等を行い、総費用額に対する総効果額の比率が1.0以上の施設であること。(費用対効果分析については、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の事業評価実施要領による。)
- ⑧ 沖縄県及び事業主体は、本事業における木材利用を通じて社会的な課題解決に資するよう努めるものとし、事業計画に、事業対象施設における木材利用を通じて解決を図る社会的課題の内容及びその解決度合いを測る指標を取りまとめて添付するとともに、当該指標の状況について、取扱第6の2(2)の個別指標の達成状況報告の調査初年度から目標年度まで、達成状況報告と併せて報告すること。
- ⑨ 設計上の工夫や効率的な木材調達を通じ、低コスト化に努めること。
- ⑩ 木造公共施設において、同一建築物のうちに、木造部分と非木造部分がある場合で、建築確認申請において木造と判断された部分を持つ建築物に係る交付対象経費の考え方は次のアからエまでのとおりとする。
 - ア 木造部分と非木造部分が平面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は別紙1の1の(8)のとおりとする。
 - イ 木造部分と非木造部分が立面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は別紙1の1の(8)のうち非木造部分と共用する部分(基礎等)を除く経費とする。
 - ウ 構造耐力上主要な部分のうち、部分単位(屋根・壁・床等)で木造部分と非木造

部分が混在する場合は、非木造部分を除いた部分を交付対象とし、交付対象経費は木工事費のみとする。

エ 構造耐力上主要な部分のうち、一部の部材が非木質系部材である場合は、非木質系部材も含めた木造部分について交付対象とし、交付対象経費は別紙1の1の(8)のとおりとする。

⑪ 木質内装においては、木質内装の対象施設の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数をいう。）の残存期間が10年以上ある施設であること。

⑫ 木質内装に係る交付率は、建築物を新築する際の建築費（別紙1の1の(8)参照）を対象としたものであることに留意すること。

⑬ 既存施設において木質内装を実施する場合は、当該施設と同様の施設を事業実施時点で新築した場合の建築費（別紙1の1の(8)参照）を試算し交付対象経費すること。

⑭ 公共建築物等木材利用促進法の実効性を高めるため、公共建築物の整備が行われる自治体にあつては、同法に規定する市町村方針の作成が行われること。

⑮ 公立学校施設の整備は以下の要件を満たしていること。

ア 沖縄県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続きが的確に行われていること。

イ 余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われていること。

ウ 学校施設の木質内装の整備については、文部科学省、農林水産省林野庁、国土交通省及び環境省の4省庁が連携したエコスクール推進施策に係る事業について認定を受けていること。

⑯ 木造公共建築物の整備を行う際には、木製窓枠等木製設備や木質ペレットストーブ等導入の推進に積極的に努めること。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

9 需要拡大施設整備

(1) 事業内容

地域内で生産される木材の需要の拡大とともに新たな用途を開発するため、展示販売施設の整備等を行う。

(2) 事業種目

需要拡大促進施設整備

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	
③	森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	

⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）
⑦	木材関連業者等の組織する団体
⑧	特認団体

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、需要拡大関連の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

1の(4)の①のエに準ずる。

オ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

10 生活環境施設整備

(1) 事業内容

林業者等の生活環境を改善し、定住化を促進するために必要な施設の整備を行う事業とする。

(2) 事業種目

生活環境施設整備

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	森林組合連合会	
④	林業者等の組織する団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、生活環境関連の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率

以上であること。

- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

- ② 生活環境施設整備のうち集落水利施設の整備を行うに当たって、耐震性貯水槽は、消防担当部局と連携して整備する耐震性貯水槽であって消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日付け消防消第69号通知）別表第3の第1に定める規格に適合する防火水槽とする。
- ③ 生活環境施設整備については、他の施設と一体的に行うこととする。
- ④ 生活環境施設整備のうち連絡道の整備を行うに当たっては、県道、市町村道、農道及び林道以外の道路を対象として採択するものとし、林道規定（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に定める構造を有しており、原則として自動車道2級及び自動車道3級とする。
ただし、1級及び2級以外の市町村道であって、あらかじめ道路管理者及び県の道路関係部局との調整が図られた市町村道については、連絡道として採択することができるものとする。
- ⑤ 連絡道の整備に係る用地の取得又は貸借に要する補償費については、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）に定めるところに準ずるものとし、連絡道の整備に係るもの以外は、施設費の対象としないものとする。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

11 地域提案型

- (1) 経営的、技術的に斬新な事業又は前記各事業に準ずる事業で、沖縄県の特色及び性格に即して目標達成の促進を図る上で特に必要であり、本交付金による取組として適切なものとする。
- (2) 地域提案に係る交付率は、原則として前記各事業に係る交付率と同様とする。

別表 1

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位	
					A	B
経営確立促進調査	地域森林資源調査	資源調査 条件地調査 面積測量 その他		※具体名	箇所	回 回 ha —
	施設導入調査	先進地分析調査 先進技術導入調査 マーケティング調査 その他		※具体名		回 回 回 —
高性能林業機械等整備のうち 林業機械作業システム整備	林業機械導入	高性能林業機械等	フェラーバンチャ プロセッサ ハーベスタ フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ ロングリーチハーベスタ ロングリーチグラップル 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 — m ² —
		広域利用林業機械	フェラーバンチャ プロセッサ ハーベスタ フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ ロングリーチハーベスタ 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 台 台 — m ² —
高性能林業機械等整備のうち 効率化施設整備	効率化作業基地整備	作業ポイント			箇所	m ²
	林業生産施設	林業生産施設装置	剥皮施設 焼却炉 山元貯木場管理棟 山元貯木場整備新設		棟 箇所	式 基 m ² m ²

			山元貯木場増設 山元貯木場改良・ 舗装 その他	※具体名	箇所 箇所	m ² m ² —
高性能林業 機械等整備 のうち 活動拠点施 設整備	林業情報処理 施設	情報処理機械施 設	森林G I S その他	※具体名		式 —
コンテナ苗 生産基盤施 設等整備	コンテナ苗生 産基盤施設等	コンテナ苗生産 施設装置等	育苗施設 収納台 散水装置 散水タンク 苗木保冷库 その他	※具体名	棟 棟	m ² 台 式 台 m ² —
		コンテナ苗生産 機械器具	培土攪拌機 培土圧入機 苗採取機 採取機移動台車 種子判別機 その他	※具体名		台 台 台 台 台 —
	コンテナ苗生 産資材	生産資材	コンテナ容器 培地 肥料 その他	※具体名		個 L L —
特用林産振 興施設等整 備	特用林産物生 産基盤整備	特用樹林造成	新植 改良 補植 保育 その他	※具体名		ha ha ha ha —
		山菜・薬草等造 成	発生環境整備 栽培地造成 その他	※具体名		ha m ² —
		作業道等整備	作業道開設 作業道改良 モノレール その他	※具体名	路線 路線 基	m 箇所 ・m m —
		ほだ場等造成	ほだ場造成 給排水施設 その他	※具体名	箇所	m ² 式 —
	特用林産物生	特用林産物生産	選別機			台

産施設	施設装置	浸水槽	※具体名	筒所	基
		人工ほだ場			m ²
		フレーム		棟	m ²
		加温機			台
		乾燥機			台
		冷蔵施設			式
		給水施設			式
		懸垂式栽培装置			式
		植菌機			台
		チッパー			台
		かくはん機			台
		ボイラー			台
		殺菌装置			式
		菌床製造装置			式
		充てん機			台
		接種機			台
		菌掻機			台
		包装機			台
		炭化施設			式
		製品保管倉庫		棟	m ²
		作業用建物		棟	m ²
		培養用建物		棟	m ²
		発生用建物		棟	m ²
		資材保管倉庫		棟	m ²
		焼却炉			基
		育苗施設		棟	m ²
		切断機			台
		竹割機			台
		結束機			台
		竹粉製造機			台
		爆砕装置			式
		乾燥施設			式
		その他			—
	特用林産物生産用機械	林内作業車	※具体名	基	台
		フォークリフト			台
		ホイールローダー			台
		モノレール			m
		生鮮物運搬車			台
		機械保管倉庫		棟	m ²
		その他			—
特用林産物加工流通施設	特用林産物加工・貯蔵施設装置	選別機			台
		包装機			台

			販売用建物 製品保管倉庫 資材保管倉庫 管理棟 電算処理施設 展示販売用建物 その他	※具体名	棟 棟 棟 棟 棟	m ² m ² m ² m ² 式 m ² -
		特用林産物加工 流通用機械	フォークリフト 生鮮物輸送車 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 m ² -
	廃床等活用施設	廃床等活用施設 装置	作業用建物 製品保管倉庫 管理用建物 発酵・醸成槽 送風装置 資材保管倉庫 袋詰機 その他	※具体名	棟 棟 棟 基 棟	m ² m ² m ² m ² 基 m ² 基 -
		廃床等活用機械	フォークリフト ホイールローダー 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 m ² -
	特用林産物獣 害対策施設	特用林産物防護 施設装置	防護柵 防護用爆音装置 その他	※具体名		m 式 -
森林空間活 用施設整備	教養文化施設	林業体験林 山菜園 きのこ園 木工芸体験施設 教養文化・知識 習得施設 その他		※具体名	箇所 箇所 箇所 棟 棟	m ² m ² m ² m ² m ² -
	林間広場施設	森林浴歩道 林間広場 キャンプ場 バンガロー 炊事施設 その他		※具体名	箇所 箇所 棟	m m ² m ² m ² 箇所 -
	山村体験交流 施設	交流促進センタ ー 休養施設			棟 棟	m ² m ²

		休憩施設 その他		※具体名	棟	m ² —
	森林空間管理施設	取付道路 駐車場 総合案内施設 管理棟 簡易給排水施設 電気導入施設 衛生施設 ごみ焼却施設 鳥獣保護施設 山火事防止施設 その他			路線 箇所 棟 棟 棟	m m ² m ² m ² 式 式 m ² 式 箇所 箇所 —
木材加工流通施設等整備のうち 木材加工流通施設整備	木材処理加工施設	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 リングバーカ ツインバンドソー ギャングリッパー その他			台 台 台 台 台 式 式 基 式 基 式 棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所 箇所 台 台 台 —
		集成材加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤	※具体名		台 台 台 台 台 台

	サンダー 木工工具研削盤 ジョイナー 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 -
合・単板加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理機械 ロータリーレース ドライヤー その他	※具体名		式 式 式 式 式 台 台 -
プレカット加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 -
チップ加工施設装置	選別機 剥皮施設 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 チップスクリーン 研磨機 作業用建物 チップサイロ 管理棟 貯木場整備新設 貯木場整備増設 貯木場改良・舗装 その他	※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 式 台 式 式 台 台 台 m ² m ² m ² m ² m ² m ² -
木材加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤			台

	かな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台
木材材質高度化 施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 その他	※具体名	棟 棟 棟	基 式 m ² m ² m ² ー
丸棒加工施設装 置	(注) 木材製材施 設のほか 丸棒加工機 その他	※具体名		台 ー
杭加工施設装置	(注) 木材製材施 設のほか 杭加工機 結束機 その他	※具体名		台 台 ー
木材処理加工用 機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 m ² ー
品質向上・物流 拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイ ラー施設 木質バイオマス発 電施設 モルダー グレーディングマ シン 含水率計(設置型) マーキング装置 自動製品選別装置			基 式 式 台 台 台 台 台

		作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 その他	棟 棟 棟	m ² m ² m ²
			※具体名	—
	新しい木材活用のための加工供給施設装置	グレーディングマシン 含水率計(設置型) モルダ マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注薬等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 その他	棟 棟 棟	台 台 台 台式 台式 台式 基式 基式 m ² m ² m ²
			※具体名	—
木材集出荷販売施設	木材集出荷販売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 チップヤード整備 新設 チップヤード増設 チップヤード改良 ・舗装 その他	棟 棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	式 基 台 台 m ² m ² m ² 式 m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² —
	木材集出荷用機	ログローダ		台

		械	フォークリフト ホイールクレーン グラップルクレーン ショベルローダ 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 m ² -
木材加工流通施設等整備のうち 森林バイオマス等活用施設整備	森林バイオマス再利用促進施設	森林バイオマス加工施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 木材等成分抽出機 凝縮機 冷却機 成型施設 計量・梱包装置 原料貯蔵庫 その他	※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 台 台 台 台式 式 式 式 式 m ² m ² m ² m ² m ² m ² 式 式 台式 台式 台 m ² -
		森林資源再処理施設装置	(注) バイオマス加工施設のほか 炭化施設 オガ粉製造施設 有機質肥料生産施設 その他	※具体名		式 式 式 -
		森林バイオマス再利用促進用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン			台 台 台 台

			機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	m ² ー
	木質エネルギー等利用促進施設	木質エネルギー等利用促進施設装置	(注) バイオマス加工施設のほか 木質バイオマス発電施設 (注1) 木質資源利用ボイラー施設 木質燃料製造施設 小規模水力発電施設 その他	※具体名		式 式 式 式 ー
		木質エネルギー等利用促進用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 m ² ー
木質バイオマス利用促進施設整備のうち 未利用間伐材等活用機材整備	未利用間伐材等活用機材	未利用間伐材等活用機械	移動式木材破砕機 移動式チップパー 結束機 移動式植織機 輸送用コンテナ グラップル 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 m ² ー
木質バイオマス利用促進施設整備のうち 木質バイオマス供給施設整備	木質バイオマス供給施設	木質バイオマス供給施設装置	剥皮施設 異物除去機 磁選機 ハンマーミル チップパー チップサイロ 燃料乾燥施設 燃料投入施設 木質燃料製造施設 木質資源利用ボイラー 木質バイオマス発電施設 (注1) 計量・梱包装置 熱供給配管 木材成分抽出利用		棟	式 台 台 台 台 m ² 式 式 式 台 式 台 式 式

			施設 丸鋸盤 チップ吹上装置 原料貯蔵庫 乾燥機 選別機 接着装置 切断機 成型施設 サンダー 集じん装置 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場 その他	※具体名	棟 棟 棟 棟 箇所	台式 ㎡ 台 台 台 台式 台式 台式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ -
		木質バイオマス エネルギー供給 用機械	燃料配送車 ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 ㎡ -
木質バイオマス利用促進施設整備のうち 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	木質バイオマスエネルギー利用施設	木質バイオマスエネルギー利用施設装置	燃料貯蔵庫 燃料投入施設 木質資源利用ボイラー ペレットストーブ 受電施設 吸収冷凍機 熱交換器 熱利用配管 管理棟 作業用建物 その他	※具体名	棟 棟 棟	㎡ 式 台 台式 式 式 式 ㎡ ㎡
木造公共建築物等整備のうち 木造公共施設整備	公共施設	木造公共施設 木質内装 木製外構施設 附帯施設			棟 基	㎡ ㎡
需要拡大施設整備	需要拡大促進施設	需要拡大促進施設装置	需要拡大促進用建物		棟	㎡

			製品保管倉庫 その他	※具体名	棟	m ² —
	木材活用D I Y 施設装置		木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 作業用建物 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 m ² —
	需要拡大促進用 機械		フォークリフト 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 m ² —
生活環境施 設整備	連絡道整備	連絡道開設 連絡道改良 連絡道舗装			路線 路線 路線	m 箇所 m
	山村広場施設	山村広場 駐車場 休憩施設 取付道路 歩道 衛生施設 ごみ焼却施設 簡易給排水施設 管理施設 その他			箇所 棟 路線 路線 棟 棟	m ² m ² m ² m m m ² m ² 基式 m ² —
	集落水利施設	簡易給排水施設 防火用水槽 その他		※具体名	棟	式 基 —

注1：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設本体を除く。

別表 2

指標のガイドライン

- 1 全体指標の設定単位は計画主体ごと、個別指標の設定単位は事業主体ごととする。
- 2 地域提案については、補完し、連携して実施するメニューに準ずるものとする。
- 3 下表のうち、○は必須、●は事業内容等によりどれか一つ必ず選択、◎は事業内容等により必ず選択する指標とする。

目標	メニュー	事業種目	全体指標	個別指標
望ましい林業構造の確立	沖縄林業構造確立施設の整備	・ 林業機械作業システム整備 ・ 効率化施設整備 ・ 活動拠点施設整備	● 素材生産量（目標値） ● 素材生産性（目標値） ◎ 経営計画の作成率（目標値）【活動拠点施設整備に係るもの】 *上記のうち、2つ選択すること	● 素材生産量（目標値） ● 素材生産性（目標値） ◎ 経営計画の作成率（目標値）【活動拠点施設整備に係るもの】 *上記のうち2つ選択すること
		・ コンテナ苗生産基盤施設等整備	● コンテナ苗の生産量（増加量） ● コンテナ苗の生産量（増加率） ● コンテナ苗生産（5万本以上）事業体数	● コンテナ苗の生産量（増加量） ● コンテナ苗の生産量（増加率） ● 国庫補助相当額に対する効果 *上記のうち2つ選択すること
		・ 特用林産振興施設等整備	● 対象品目の生産量（増加率） ● 対象品目の造成面積（増加率） ● 対象品目の生産性（向上率） ● 対象品目の生産コスト（縮減率）	● 対象品目の生産量（増加率） ● 対象品目の造成面積（増加率） ● 生産性（向上率） ● 生産コスト（縮減率）
		・ 木材加工流通施設整備 ・ 森林バイオマス等活用施設整備	○ 地域材利用量（増加量・増加率） ◎ 素材生産量（目標値）＜木材加工流通施設等＞ ◎ 木質バイオマス利用量（増加量）＜木質バイオマス＞	● 地域材利用（加工）量（目標値・施設の効率性） ● 地域材利用（流通）量（目標値・施設の効率性） ● 地域材利用（乾燥）量（目標値・施設の効率性） ◎ 製材等の生産性（目標値） ◎ 乾燥材率（目標値）
		・ 未利用間伐材等活用機	◎ 都道府県全体並びに都道府県及び	○ 木質バイオマス利用量（増加量・施設の効率性）

		材整備 ・木質バイオマス供給施設整備 ・木質バイオマスエネルギー利用施設整備	市町村の低層の公共建築物の木造率及び木造率の伸び率<木造公共>	
		・木造公共施設整備		○施設利用者数（施設の効率性） ○単位面積当たりの地域材利用量（施設の効率性） ○単位面積当たりの事業費（施設の効率性） ○CLT利用量（新技術の普及）
		・森林空間活用施設整備	○効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者による素材生産量(増加量・増加率)	○施設利用者数（施設の効率性）
		・需要拡大施設整備	○効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の数（増加量・増加率）	
		・生活環境施設整備	○施業等の集約化に関する長期施業受託面積（増加量・増加率）	

様式1

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 印

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業の(変更)事業計画書の提出について

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第2に基づき、(変更)事業計画書を提出します。

(変更の場合は、以下を記載する。)

1 変更理由

2 変更の概要

(注)

1. 事業計画書を提出する場合は様式2及び様式3を添付すること。
2. 変更事業計画書を提出する場合は(1)～(3)のとおりとする。
 - (1) 事業計画書の様式に準じて作成した変更事業計画書を添付すること。
 - (2) 様式2のうちの事業費等については、上段に変更前を()書き、下段に変更後を裸書きとする。
 - (3) 様式3については、当初事業計画書に添付したものと変更がある場合のみ添付すること。

作成年度	平成	年度
------	----	----

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業
(変更)事業計画書

第1. 基本的事項

1. 森林・林業・木材産業の現状と課題

※(現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述。林業・木材産業に係る現状・課題等については、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等を参考に記述。)

2. 施策の基本方針

※(課題解決のための基本方針等を記述。林業・木材産業に係る今回の取り組みについては、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等との関係を記述。)

3. その他

※(特記すべき事項がある場合、記述)

第2. 事業計画

1 計画主体ごとに目標単位で設定する目標を定量化する指標(全体指標)

目標	メニュー	全体指標	指標設定の考え方 (目標との関連性)	現状値			目標値			備考
				数値	単位	年度	数値	単位	年度	
望ましい林業構造の確立	沖縄林業構造確立施設の整備									

(注)

1 目標単位での事業計画がある場合は、該当する全体指標について記載すること。

2 全体指標については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別表2に定める事項を記載することとし、全体指標ごとに定める()書き内の増加量、増加率等については、備考欄に記載のこと。

* 行については、適宜加除のこと。

2 事業主体ごとに目標単位で設定する目標を定量化する指標(個別指標)

目標	メニュー	事業種目	実施市町村	事業主体	事業内容	事業費(千円)	交付金(国費)			個別指標						費用対効果分析の結果	備考		
							事業費(千円)	附帯事務費(千円)	合計(千円)	個別指標	単位	現状値	1年目	2年目	3年目			4年目	目標値
												(年度)	(年度)	(年度)	(年度)			(年度)	(年度)
望ましい林業構造の確立	沖縄林業構造確立施設の整備																		
計																			
総計																			
うち地域提案																			

(注)

- 1 個別指標については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別表2に定める事項を記載することとし、個別指標ごとに定める()書き内の増加量、増加率等は、備考欄に記載のこと。
 - 2 事業種目については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は施設区分①～④(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 3 実施市町村は、施設等整備を予定している市町村名を記載すること。
 - 4 事業主体欄には、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別紙2の別記(種目別基準)の事業主体欄の事業主体ごとの番号①～⑯を事業主体名の前に記載のこと。
 - 5 交付金(国費)欄の事業費については、附帯事業費を含めて記載すること。また、備考欄には、目標ごとの附帯事業費の計を上段に「附帯事業費円」と、下段にはその交付金(国費)分を()書きで記載すること。
 - 6 県附帯事務費及び市町村附帯事務費については、目標ごとの附帯事務費合計欄における合計額の下段に「県附帯事務費〇〇」、「市町村附帯事務費〇〇」と記載のこと。また、総計欄における附帯事務費についても同様とする。
 - 7 事業主体ごとに計、全ての計を総計に記載すること。
 - 8 総計のうち地域提案事業の計を記載すること。
 - 9 地域提案は、それぞれ補完し関連して実施しようとする事業種目の欄に記載することとし、備考欄に地域提案である旨を記載すること。
 - 10 交付物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - 11 その他(該当する場合は、備考欄に記載のこと)
 - (1) コンテナ苗生産基盤施設等整備について、事業主体が「認定特定増殖事業者」に該当する場合は、「認定」と記入。また、年間5万本以上生産の達成が6年目以降となる場合は、達成年度までの毎年目標量を記入。
 - (2) 木材加工流通施設等整備については、位置づけられている広域流通構想等の構想名
 - (3) 木造公共建築物等整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
 - (4) 木造公共建築物等整備のうち、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に即した市町村方針に基づく取組については方針名
 - (5) 木質バイオマス利用促進施設整備のうち、バイオマスタウン構想又はバイオマス産業都市構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想又はバイオマス産業都市構想の名称及び公表年月日を、木質バイオマス(「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について(平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知)に定める「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」(ただし、地域の森林由来のものに限る。))の利用量が燃料の8割以上となる取組については、「主に未利用材を利用」
 - (6) 施設の貸付けを行うものにあつては、貸付けを受ける(計画している)事業体名を備考欄に記入する。
- * 行については、適宜加除のこと。

事前点検シート

計画主体名			
実施年度	平成	年度	総事業費 千円
			(うち交付金 千円)

1 計画全体について

	項目	チェック欄	備考欄
(1)	森林・林業基本計画、全国森林計画、地域森林計画、林業労働力の確保の促進に関する基本計画、木材安定供給確保事業に関する計画等をはじめ、その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。		
(2)	事業実施関係者のみならず、関連部局、地域住民等との合意形成・連携・調整が図られているか。		
(3)	計画主体、事業主体及び関係者で協議会を設置するなど、事業の推進体制は確立されているか。		
(4)	事業計画を公表することとしているか。		
(5)	事後の評価結果について公表することとしているか。		
(6)	目標値については、沖縄県における各種計画の目標数値との整合が図られており、かつ、情勢の変化や前年度の施策の効果の評価を踏まえて算定し、関係者の合意が得られたものであるか。(※1)		
(7)	前年度までの計画と同一の目標値を掲げている場合、本計画の目標値は、前年度までの計画の目標値を上回っているか。(上回っていない場合、その理由が整理されているか。)(※2)		
(8)	構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等に掲げる目標達成に資するものであるか。		
(9)	事前点検シートに掲げる項目について、判断根拠となる書類を保存しているか。		

(注)

- 1 チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当ナシの場合は「-」を記入すること。
(必要に応じて名称等を記入)
- 2 (※1): どのような手段により、どのような者と合意形成を図ったか備考欄に記載のこと。(別様可)
- 3 (※2): 構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等の目標数値を適用しない場合、現状値及び目標値設定の根拠(理由)を備考欄に記載のこと。(別様可)

	ウ	補助残に対する自己資金の割合が概ね12%以上となっているか。								
	エ	生産ラインの増設等の生産量の増加を伴う施設を追加する場合は、運用に定める要件を全て満たしているか。								
	オ	原料の入手先や製品の販路が継続的に確保されているか。								
	カ	森林組合が単独で事業主体となる場合は、中核森林組合に認定されているか。								
(17)		高性能林業機械等の林業機械の導入については、既存機械も含めたシステムの中で生産性の向上や効率化に資するものであるか。								
(18)		取扱の別記に定める施設ごとの要件を満たしているか。								
(19)		事業による効果の発現の見通し								
	ア	費用対効果分析は算定要領に基づいて実施しているか。								
	イ	算定される効果に係る数量、単価等の根拠は明確であるか。								
	ウ	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。								

(20)	整備後の施設の管理・運営の見通し									
	ア	施設の維持・管理に関する規則や計画を策定しているか。								
	イ	施設の管理・更新に必要な資金の調達について検討済みか。								
(21)	施設等の利活用の見通し									
	ア	近隣市町村の類似施設の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。								
	イ	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を踏まえているか。								

(注)

- 1 チェック欄には、事業主体ごとに該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当無しの場合は「－」を記入すること。
(必要に応じて名称等を記入)
- 2 メニュー名 (略称)
沖縄林業構造確立施設の整備 (沖縄林構)
- 3 チェック欄は、適宜加除すること。

様式4

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 印

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業実績報告書の提出について

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用第4に基づき、実績報告書を提出します。

(注) 様式4付表を添付すること。

様式4付表

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業費明細

区分	市町村名	事業主体	施行箇所名	メニュー	事業種目	工種又は施設区分 ①～④	構造規格、規模 又は事業量		事業費 (A)+(B)+ (C)+(D) 円	経費内訳				工期		備考
							数値	呼称 単位		交付金 (A) 円	県 負担金 (B) 円	市町村 負担金 (C) 円	その他 負担金 (D) 円	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
望ましい林業構造の確立																
					事業種目計											
					メニュー計											
					計											
					合計											

- 注: 1 「工種又は施設区分」の欄は、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別表1に定める工種又は施設区分ごとに記載することとし、「事業量」及び「事業費」の欄は工種又は施設区分ごとに記載し、「経費内訳」の欄は事業主体ごとに「細計」、市町村ごとに「小計」を記載すること。
- 2 「構造、規格又は規模」の欄は、建物の延べ床面積等について記載すること。また、取扱い別表1に定める工種又は施設区分のうち呼称単位が「式」又は「一」で表示されているものについては、1件(単品目)ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載するか内訳表を添付すること。
- 3 「工期」の欄は、取扱い別表1に定める「工種又は施設区分」の呼称単位ごとに記載する。ただし、事業主体ごとに「工期」が同一の場合には、「細計」欄に記載すること。
- 4 備考欄には、消費税仕入控除税額が明らかな場合は減額する額(内税)を記載し、あわせて消費税仕入控除税額集計表を添付すること。

様式5

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 印

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業達成状況報告書の提出について

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用第4に基づき、目標達成状況について報告します。

1. 全体評価

(1) 全体指標の達成状況

目標	メニュー	全体指標	現状値			目標値			目標年度の報告			備考
			数値	単位	年度	数値	単位	年度	実績	達成率 (%)	年度	
望ましい林業構造の確立												

(注)

- 1 全体指標、現状値、目標値、単位については、事業計画の内容とすること。
- 2 達成率は、目標年度の実績／目標値とすること。
- 3 実績については、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載すること(別様可)。
- 4 報告年度については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6に基づくこと。

* 行については、適宜加除すること。

(2) 総合評価

目標ごとに事業評価を分析したうえでその評価について記述するとともに、事業実施上明らかとなった今後の課題とその解決策を記述する。

計画主体の評価及び今後の課題とその解決策

目標	本事業により実施した目標の分析とその評価	今後の課題とその解決策
望ましい林業構造の確立		

(注)

- 1 報告年度については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6に基づくこと。
- 2 本表には、目標ごとに評価等を記入すること。

* 行については、適宜加除すること。

2. 個別事業評価

(1) 施設の利用状況

目標	メニュー	事業種目	事業主体	施設区分	設置年度	個別指標 (目標値)	達成状況					備考
							1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	目標年度 (○年度)	

(注)

- 1 「個別指標」の欄には、事業計画に記載した個別指標及び目標値を記入すること。
- 2 「達成状況」の欄には、上段に目標値に対する各年度の実績を、下段に達成率(実績/年度ごとの目標値)を記入すること。なお、製品出荷量実績におけるJASの格付率または入荷量に占めるJAS製材品の割合の報告を要する場合は、達成率の下に括弧書きで記載すること。
年度ごとに目標値を設定している場合は、最上段にそれぞれ記入すること。
- 3 報告年度については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6若しくは第8の3に基づくこと。
- 4 利用料等を徴収する施設を整備した場合は、施設全体の実績のほか、利用料金等を徴収する施設ごとの実績についても記入すること。
- 5 木造公共建築物等整備については、以下の項目をとりまとめて併せて報告すること。
(1)調査初年度において、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱いの別記(種目別基準)の8の(5)の④に係るJAS製材品の使用量、同基準の8の(5)の⑤に係る地域材及び合法伐採木材の使用量を備考欄に記入するとともに、同基準の8の(5)の⑥に係る本事業において整備する施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者のクリーンウッド法に基づく登録実施機関への登録状況(登録未済の場合は、登録に向けた手続き等の進行状況)についてとりまとめて添付すること。
(2)調査初年度から目標達成年度までにおいて、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱いの別記(種目別基準)の8の(5)の⑧の木材利用を通じた社会的課題解決の指標の状況をとりまとめて添付すること。
- 6 木質バイオマス利用促進整備のうち、事業計画書の備考欄に「未利用材を利用」と記載したものについては、「達成状況」欄に木質バイオマス利用量の実績の上段へ、その内数として未利用材利用量を()書きにより記載すること。
- 7 林業機械については、個別指標の達成状況のほか、毎年度の機械の稼働時間及び稼働日数を備考欄に記載すること。
- 8 コンテナ苗生産基盤施設等整備について、事業主体が「認定特定増殖事業者」に該当し、年間5万本以上生産の達成が6年目以降となる場合は、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6の2に基づく「報告年度」のほか、年間5万本以上生産の達成年度まで欄を追加して記載すること。

(2) 収支実績

メニュー	事業種目	事業主体	施設等区分	設置年度	項目	目標値	報告年度					備考
							運用開始年度	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	
					収入							
					支出							
					収支差							
					収入のうち 公的資金等							
					収入							
					支出							
					収支差							
					収入のうち 公的資金等							

(注)

1 「収支実績」については、以下の施設について記載すること。

収支を伴う施設

- | | | | | |
|---------------|-----------------|---------------------|------------------------|-------------------|
| (1) 木材製材施設 | (6) 木材加工施設 | (11) 木材集出荷販売施設 | (16) 品質向上・物流拠点施設 | (21) コンテナ苗生産基盤施設等 |
| (2) 集成材加工施設 | (7) 木材材質高度化施設 | (12) 森林バイオマス再利用促進施設 | (17) チップ加工施設 | |
| (3) プレカット加工施設 | (8) 特用林産物生産施設 | (13) 木質エネルギー等利用促進施設 | (18) 新しい木材活用のための加工供給施設 | |
| (4) 丸棒加工施設 | (9) 特用林産物加工流通施設 | (14) 木質バイオマス供給施設 | (19) 直交集成材加工施設 | |
| (5) 杭加工施設 | (10) 廃床等活用施設 | (15) 合・単板加工施設 | (20) 森林空間活用施設 | |

なお、利用料金等を徴収する施設を整備した場合は、施設全体の実績のほか、利用料金等を徴収する施設ごとの実績についても記入すること。

- 2 「施設等区分」については、上記1に該当する場合は(1)～(21)を記載すること。
- 3 項目の「収入のうち公的資金等」欄には、収入のうち市町村の一般財源や森林組合の他事業からの流用等施設の運営による収入以外の収入を記入すること。(収入の内数)
- 4 「目標値」の欄には、事業計画書の作成段階における収支計画を記入すること。
- 5 「報告年度」の欄は、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6に基づくこととし、実績を各年度ごとに記入すること。
- 6 「目標年度」の欄には、目標年度の収支を記入すること。
- 7 「収入」は、販売額又は利用料等とすること。
- 8 「支出」は、固定経費及び変動経費の合計とし、減価償却費等支出に計上すべきものを正確に積み上げること。
- 9 コンテナ苗生産基盤施設等の整備について、事業主体が「認定特定増殖事業者」に該当し、年間5万本以上生産の達成が6年目以降となる場合は、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6の2に基づく「報告年度」のほか、年間5万本以上生産の達成年度まで欄を追加して記載すること。

様式6

費用対効果分析結果報告書

1 県名 沖縄県

2 事業類型及び実施地域名

3 事業実施期間 平成 年度～平成 年度

4 費用対効果分析結果総括表

事業区分	事業種目	市町村	事業主体	施設名 (路線名)	効果計測項目	投資効率

5 費用対効果分析結果個別表(作業道等関連施設等)

路線名 分析対象期間 年

事業期間	年～ 年(ヶ年)	総事業費	千円
開設延長	m	利用区域面積	ha

効果項目		効果額 (千円)	備考
区分	項目		
効果額計 B		千円	
費用計 C		千円	うち維持管理経費 千円
投資効率 B/C			
マイナス効果の概要			
	上記施設整備に係る森林伐採面積(作業道敷等)		ha
	伐採材積		m ³ /ha
	年成長量		m ³ /ha

- (注) 1 効果額は、現在価値(割引後)を記入する。
 2 備考欄には、評価期間に係る伐採量等を記入する。
 3 算定根拠となる参考資料を添付すること。
 4 費用対効果分析を行った単位施設ごとに作成すること。

6 費用対効果分析結果個別表(生産関連施設等、特用樹林造成等)

施設名

区 分	効 果 等
投下した総事業費	A(千円)
効果の内訳	
(1) 直接効果	
①	
②	
～	
(2) 間接効果	
①	
②	
～	
年総効果額	B(千円/年)
総合耐用年数	C(年)
還元率	D
妥当投資額	$E=B \div D$ (千円)
廃用損失額	F(千円)
投資効率	$G=(E-F) \div A$

(注) 1 各区分における算定根拠となる参考資料を添付すること。

2 特用樹林造成等の場合には、年効果額を年効果額の効果合計額に読み替えて記入すること。

3 効果の内訳については、算定した効果額ごとに記入すること。

様式7

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 印

改善措置実施報告書

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用第6の規定に基づき、改善措置を講じたので報告します。

記

1. 基本的事項

- (1) 目標
- (2) 事業実施箇所
- (3) 事業主体
- (4) 個別指標の達成状況

2. 改善措置の内容(要因分析・今後の改善策等を記載)

3. 改善措置の実施時期

様式8

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 印

平成 年度沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業交付金交付決定前着手届

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第11の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. メニュー名
2. 事業費
3. 事業主体
4. 着手予定年月日
5. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は事業主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。